



# 栃木県公報

令和 8 (2026)年  
3月25日(水)  
号 外  
第 13 号

## 目 次

### 条 例

○栃木県スタートアップ企業応援基金条例の制定	4
○栃木県カスタマーハラスメント防止条例の制定	5
○栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	7
○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正	7
○職員の給与に関する条例等の一部改正	8
○非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	14
○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正	15
○とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正	18
○栃木県医師修学資金等貸与条例の一部改正	19
○栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部改正	20
○栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部改正	21
○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	22
○非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	23
○栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正	23
○栃木県飼料検定条例の廃止	30
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	31

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県スタートアップ企業応援基金条例の制定（栃木県条例第4号）

- スタートアップ企業等を支援することにより、本県産業の振興に資するため、栃木県スタートアップ企業応援基金を設置することについて、新たに条例を制定することとしました。
- この条例は、令和 8（2026）年 4月 1日から施行することとしました。

### ◇栃木県カスタマーハラスメント防止条例の制定（栃木県条例第5号）

- カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、並びに県、顧客等、就業者及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、就業者の安全及び健康の確保並びに事業者の安定的な事業の継続を図るため、新たに条例を制定することとしました。
- 施行期日等
  - この条例は、令和 8（2026）年 4月 1日から施行することとしました。
  - この条例の施行後の検討について規定することとしました。

### ◇栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（栃木県条例第6号）

- 臨時に選挙管理委員に充てられた者の報酬日額を 1万1,000円（現行 1万350円）に改定するため、所要の改正をすることとしました。
- この条例は、令和 8（2026）年 4月 1日から施行することとしました。

### ◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正（栃木県条例第7号）

- 住民基本台帳法第30条の15第 1項第 2号及び第 2項第 2号の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務を追加すること等のため、所要の改正をすることとしました。
- この条例は、令和 8（2026）年 4月 1日から施行することとしました。

### ◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第8号）

- 地方自治法の改正に鑑み、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に対し手当を支給するため、次の条例について所要の改正をすることとしました。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 栃木県公立学校職員給与条例
- (3) 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (5) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (6) 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(栃木県条例第9号)

- 1 非常勤職員の報酬日額の限度額を4万4,650円(現行4万2,000円)に改定するため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正(栃木県条例第10号)

- 1 令和7(2025)年12月1日付けでなされた栃木県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事、副知事及び議会議員の報酬等の額を改定し、これに準じて各種行政委員会委員等の報酬等の額を改定することとしました。

区 分	報酬等の月額	報酬等の日額	
知 事	1,370,000円	—	
副 知 事	1,080,000円	—	
議 会	議 長	1,060,000円	
	副 議 長	960,000円	
	議 員	890,000円	
人 事 委 員 会	委 員 長	103,000円	
	委 員	94,000円	
監 査 委 員	議 会 選 出	61,600円	
	識 見 を 有 する 者	常 勤	650,000円
		非 常 勤	103,000円
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	103,000円	
	委 員	94,000円	
労 働 委 員 会	会 長	103,000円	
	公 益 委 員	94,000円	
	労 使 委 員	83,900円	
教 育 委 員 会	委 員	94,000円	
公 安 委 員 会	委 員 長	103,000円	
	委 員	94,000円	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	会 長	—	
	委 員	—	
収 用 委 員 会	会 長	54,700円	
	委 員	44,100円	
教 育 長	890,000円	—	

2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

◇とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正(栃木県条例第11号)

1 男女共同参画社会基本法の一部改正により、男女共同参画センターが同法に位置付けられることに伴い、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県医師修学資金等貸与条例の一部改正(栃木県条例第12号)

1 医師修学資金の貸与の対象者等を見直すため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部改正(栃木県条例第13号)

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第14号)

1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存の建築物に対する制限を緩和すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(栃木県条例第15号)

1 夜間において授業を行う学級に関する業務に従事する教育職員に対し手当を支給するため、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

◇非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(栃木県条例第16号)

1 非常勤教育職員等の報酬日額の限度額を4万2,500円(現行4万円)に改定するため、所要の改正をすることとしました。

2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正(栃木県条例第17号)

1 宇都宮市に栃木県立宇都宮東中等教育学校を設置すること等のため、所要の改正をすることとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 栃木県立学校の授業料等に関する条例

イ 栃木県手数料条例

ウ 学校職員の分限に関する条例

エ 学校職員の懲戒に関する条例

オ 学校職員定数条例

カ 栃木県公立学校職員給与条例

キ 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例

ク 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例

◇栃木県飼料検定条例の廃止(栃木県条例第18号)

1 県が行う飼料検定を廃止するため、栃木県飼料検定条例を廃止することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

(2) 栃木県手数料条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正(栃木県条例第19号)

1 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。

2 この条例は、令和8(2026)年4月1日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県スタートアップ企業応援基金条例
- 2 栃木県カスタマーハラスメント防止条例
- 3 栃木県選挙管理委員会等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 7 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 10 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例
- 11 栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 12 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 13 非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 14 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 15 栃木県飼料検定条例を廃止する条例
- 16 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第4号

栃木県スタートアップ企業応援基金条例

(設置)

第1条 スタートアップ企業等を支援することにより、本県産業の振興に資するため、栃木県スタートアップ企業応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第 6 条** 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経営支援課)

**栃木県条例第 5 号**

**栃木県カスタマーハラスメント防止条例**

今日、顧客等による不当な要求等の行き過ぎた言動、いわゆるカスタマーハラスメントは、就業者の人格や尊厳を害し心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者にとっては人手不足が深刻化する中で離職者の増加を引き起こし事業の継続を困難にするなど、社会的な問題となっている。

また、カスタマーハラスメントは、事業者及び就業者と顧客、取引の相手方、施設の利用者等多様な者との間で発生し得るものであり、誰もが当事者となる可能性がある。

カスタマーハラスメントのこうした現状と性質を踏まえ、誰もが安心して働き続けることのできる就業環境、事業者と顧客等との良好な関係に基づく事業の安定的な継続及び県民の快適で豊かな生活を実現するためには、当事者となり得る者全てがカスタマーハラスメントに対する関心を深め、これを正しく理解するとともに、カスタマーハラスメントの防止に向けた取組を一体となって進める必要がある。

ここに、私たちは、性別、年齢、国籍、業務上の地位等を問わず、全ての人に対するカスタマーハラスメントが許されないことを宣言するとともに、カスタマーハラスメントのない社会の実現に向けた取組を県を挙げて推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、並びに県、顧客等、就業者及び事業者の責務を明らかにするとともに、カスタマーハラスメントの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、就業者の安全及び健康の確保並びに事業者の安定的な事業の継続を図り、もって持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業（営利を目的としないものを含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を含む。）又は個人をいう。
- (2) 就業者 事業者の行う事業に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 顧客等 顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の事業者の行う事業に関係を有する者（前 2 号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客等の言動であつて、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであり、かつ、当該就業者の就業環境を害するものをいう。

(基本理念)

**第 3 条** カスタマーハラスメントは、就業者の人格又は尊厳を害する等就業環境を害する行為であるとともに、事業者の事業の継続及び人材の確保に悪影響を及ぼす行為であり、許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止を図らなければならない。

2 カスタマーハラスメントの防止は、顧客等と就業者とが対等の立場において相互に尊重することが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

3 カスタマーハラスメントの防止は、顧客等の正当な権利が侵害されることのないよう配慮して行われなければならない。

(カスタマーハラスメントの禁止)

- 第4条** 何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならない。  
(県の責務)
- 第5条** 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）のつとり、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体との連携を図るものとする。  
(顧客等の責務)
- 第6条** 顧客等は、基本理念にのつとり、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるよう努めなければならない。
- 2 顧客等は、自らの就業者に対する言動が、当該就業者の就業環境を害することのないよう、必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 3 顧客等は、県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(就業者の責務)
- 第7条** 就業者は、基本理念にのつとり、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、顧客等に対し適切な対応をするよう努めなければならない。
- 2 就業者は、その業務に関して事業者が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。  
(事業者の責務)
- 第8条** 事業者は、基本理念にのつとり、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、カスタマーハラスメントにより就業者の就業環境が害されることのないよう、当該就業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、就業者に対してカスタマーハラスメントが行われたと認める場合には、速やかに当該就業者の安全を確保するとともに、当該カスタマーハラスメントを行った顧客等に対し、その中止の申入れその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その事業に関して就業者が顧客等としてカスタマーハラスメントを行うことのないよう、カスタマーハラスメントに起因する問題に対する就業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 事業者は、他の事業者からカスタマーハラスメントの防止に必要ないし必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。  
(基本指針)
- 第9条** 知事は、カスタマーハラスメントの防止のために必要な取組等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。  
(県の施策)
- 第10条** 県は、カスタマーハラスメントの防止に関し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) カスタマーハラスメントの防止に関する情報の収集及び提供
- (2) カスタマーハラスメントを防止するための啓発及び教育
- (3) カスタマーハラスメントの防止に関する相談への対応及び助言  
(財政上の措置)
- 第11条** 県は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の状況、カスタマーハラスメントの防止に関する法令等の整備の状況、県内におけるカスタマーハラスメントによる被害の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(労働政策課)

**栃木県条例第 6 号**

**栃木県選挙管理委員会等報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県選挙管理委員会等報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) <b>第 2 条</b> 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 臨時に選挙管理委員に充てられた者 日額 <u>11,000円</u> (4)・(5) 略	(報酬の額) <b>第 2 条</b> 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 臨時に選挙管理委員に充てられた者 日額 <u>10,350円</u> (4)・(5) 略

**附 則**

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**栃木県条例第 7 号**

**住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例**

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例（平成20年栃木県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表第 1</b> (第 2 条関係) 1・2 略 3 県が造林を行う土地について造林による収益を分収する条件で当該土地の所有者との間で締結する契約に関する事務であつて規則で定めるもの 4 土地収用法（昭和26年法律第219号）第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であつて規則で定めるもの 5 栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する用地造成事業の実施に関する事務であつて	<b>別表第 1</b> (第 2 条関係) 1・2 略

規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

知事以外の執行機関	事	務
1～3 略		
4 公安委員会	道路交通法(昭和35年法律第105号)による放置違反金等の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	

別表第2(第3条関係)

知事以外の執行機関	事	務
1～3 略		
4 監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の請求に関する事務であつて規則で定めるもの	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市町村課)

栃木県条例第8号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(給料)	<p><b>第4条</b> 給料は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)</p> <p>による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特 地勤務手当(第13条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、 休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤 勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第4条</b> 給料は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)</p> <p>による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特 地勤務手当(第13条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、 休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤 勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第9条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係</p>

るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて第一種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**第9条の4** 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

**第2条** 栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p><b>第5条</b> 給料は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第8条の3</b> 特別な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める。</p> <p><b>第8条の4</b> 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める職員に</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第5条</b> 給料は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第8条の3</b> 特別な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める。</p>

あつては、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める額)並びにこれに第12条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2. 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3. 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるものは、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4. 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める。

(栃木県企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 栃木県企業局企業職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和41年栃木県条例第53号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(給与の種別)		(給与の種別)
<b>第2条</b> 略		<b>第2条</b> 略
2 略		2 略
3 手当の種別は、給料の特別調整額、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第8条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。		3 手当の種別は、給料の特別調整額、初任給調整手当、 <u>扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第8条の3の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</u>

<p>(初任給調整手当)  <b>第5条</b> 第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p><b>第5条の2</b> 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の給料及び地域手当の月額を合計した額を基礎として算出した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者の権限を行う知事が定める額を下回るものに対して支給する。</p> <p>(非常勤職員等の給与)  <b>第19条</b> 企業職員で職員以外のもの（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。  (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当  (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>2 略</p>	<p>(初任給調整手当)  <b>第5条</b> 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>(非常勤職員等の給与)  <b>第19条</b> 企業職員で職員以外のもの（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。  (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 給料、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当  (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</p> <p>2 略</p>
<p>(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)  <b>第4条</b> 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。  次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(職員給与と条例の適用除外等)  <b>第9条</b> 職員給与と条例の適用除外等  <b>第9条</b> 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「職員給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第10条まで及び第11条の5の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条、第7条、第8条から第8条の3まで及び第9条の4から第9条の6までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>

<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)  <b>第5条</b> 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第8号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(定義)  <b>第2条</b> この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号職員」という。）にあっては給料、地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、通勤手当、<u>超過勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜勤手当</u>、<u>休日給</u>、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(報酬の額)  <b>第3条</b> 略          2～5 略          6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜勤手当</u>及び<u>休日給</u>に相当する報酬を支給する。</p> <p>(地域手当等)  <b>第7条</b> 第2号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、<u>通勤手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜勤手当</u>及び<u>休日給</u>（次項において「地域手当等」という。）を支給する。          2・3 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>(定義)  <b>第2条</b> この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号職員」という。）にあっては給料、地域手当、<u>通勤手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜勤手当</u>、<u>休日給</u>、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(報酬の額)  <b>第3条</b> 略          2～5 略          6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、<u>超過勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜勤手当</u>及び<u>休日給</u>に相当する報酬を支給する。</p> <p>(地域手当等)  <b>第7条</b> 第2号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当、<u>通勤手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜勤手当</u>及び<u>休日給</u>（次項において「地域手当等」という。）を支給する。          2・3 略</p>
<p>改 正 後</p> <p>(定義)  <b>第2条</b> 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>(定義)  <b>第2条</b> 略</p>
<p>(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)  <b>第6条</b> 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

2 この条例において「給与」とは、第1号職員（会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、第2号職員（会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

(報酬の額)

第3条 略

2～5 略

6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、学校職員給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。

(地域手当等)

第7条 第2号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当（次項において「地域手当等」という。）を支給する。

2・3 略

2 この条例において「給与」とは、第1号職員（会計年度任用学校職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、第2号職員（会計年度任用学校職員のうち同項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）にあっては給料、地域手当、第二種初任給調整手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

(報酬の額)

第3条 略

2～5 略

6 前各項に規定するもののほか、第1号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、学校職員給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、第二種初任給調整手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。

(地域手当等)

第7条 第2号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、地域手当、第二種初任給調整手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当（次項において「地域手当等」という。）を支給する。

2・3 略

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第9条の4第1項の規定の適用については、同項中「第11条の2」とあるのは、「第11条の2又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）附則第6条第1項」とする。

栃木県条例第9号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年栃木県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(報酬の額) <b>第 2 条</b> 非常勤職員の報酬の額は、日額 <u>4 万 4,650 円</u> を超えない範囲内で 知事が定める額とする。 2 略	(報酬の額) <b>第 2 条</b> 非常勤職員の報酬の額は、日額 <u>4 万 2,000 円</u> を超えない範囲内で 知事が定める額とする。 2 略

**附 則**

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**栃木県条例第10号**

**知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例**

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 29 年栃木県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料) <b>第 2 条</b> 知事等の給料月額は、次に定めるとおりとする。 (1) 知事 <u>1,370,000 円</u> (2) 副知事 <u>1,080,000 円</u> (3) 略	(給料) <b>第 2 条</b> 知事等の給料月額は、次に定めるとおりとする。 (1) 知事 <u>1,290,000 円</u> (2) 副知事 <u>1,010,000 円</u> (3) 略

(栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議員報酬の額) <b>第 1 条</b> 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議 長 月額 <u>1,060,000 円</u> 副 議 長 月額 <u>960,000 円</u> 議 員 月額 <u>890,000 円</u>	(議員報酬の額) <b>第 1 条</b> 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 議 長 月額 <u>990,000 円</u> 副 議 長 月額 <u>900,000 円</u> 議 員 月額 <u>830,000 円</u>

(栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第 3 条** 栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年栃木県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p><b>第2条</b> 委員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる委員 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p> <p>(栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)</p> <p><b>第4条</b> 栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例(昭和31年栃木県条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(報酬の額)</p> <p><b>第2条</b> 委員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる委員 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の委員 月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>
<p>(給与の額)</p> <p><b>第3条</b> 議会の中から選任された委員の報酬の額は、月額<u>6万1,600円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額とする。</p> <p><b>第4条</b> 識見を有する者の中から選任された委員の給料及び報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常勤の委員の給料 月額<u>650,000円</u></p> <p>(2) 非常勤の委員の報酬 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p> <p>(栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p><b>第5条</b> 栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栃木県条例第27号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(給与の額)</p> <p><b>第3条</b> 議会の中から選任された委員の報酬の額は、月額<u>5万8,000円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額とする。</p> <p><b>第4条</b> 識見を有する者の中から選任された委員の給料及び報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常勤の委員の給料 月額<u>610,000円</u></p> <p>(2) 非常勤の委員の報酬 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>
<p>(報酬の額)</p> <p><b>第2条</b> 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる選挙管理委員 月額<u>10万3,000円</u>に勤務1日につき<u>2万3,400円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の選挙管理委員 月額<u>9万4,000円</u>に勤務1日につき<u>2万1,200円</u>を加算した額</p>	<p>(報酬の額)</p> <p><b>第2条</b> 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長たる選挙管理委員 月額<u>9万7,000円</u>に勤務1日につき<u>2万2,000円</u>を加算した額</p> <p>(2) その他の選挙管理委員 月額<u>8万8,500円</u>に勤務1日につき<u>2万円</u>を加算した額</p>

<p>(3)～(5) 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p>
<p>(栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  <b>第 6 条</b> 栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(委員等の報酬額)  <b>第 2 条</b> 委員及びあつせん員の報酬の額は、次のとおりとする。          (1) 会長たる委員 月額9万7,000円に勤務1日につき <u>2万2,000円</u> を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額          (2) 公益委員 月額8万8,500円に勤務1日につき <u>2万円</u> を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額          (3) 使用者委員及び労働者委員 月額7万9,000円に勤務1日につき <u>2万円</u> を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額          (4) 略</p>	<p>(委員等の報酬額)  <b>第 2 条</b> 委員及びあつせん員の報酬の額は、次のとおりとする。          (1) 会長たる委員 月額10万3,000円に勤務1日につき <u>2万3,400円</u> を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額          (2) 公益委員 月額9万4,000円に勤務1日につき <u>2万1,200円</u> を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額          (3) 使用者委員及び労働者委員 月額8万3,900円に勤務1日につき <u>2万1,200円</u> を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額          (4) 略</p>
<p>(栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  <b>第 7 条</b> 栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第29号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(報酬の額)  <b>第 2 条</b> 委員の報酬の額は、月額8万8,500円に勤務1日につき <u>2万円</u> を加算した額とする。</p>	<p>(報酬の額)  <b>第 2 条</b> 委員の報酬の額は、月額8万8,500円に勤務1日につき <u>2万円</u> を加算した額とする。</p>
<p>(栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  <b>第 8 条</b> 栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(報酬の額)  <b>第 2 条</b> 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。          (1) 委員長たる委員 月額10万3,000円に勤務1日につき <u>2万3,400円</u> を加算した額          (2) その他の委員 月額9万4,000円に勤務1日につき <u>2万1,200円</u> を加算した額</p>	<p>(報酬の額)  <b>第 2 条</b> 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。          (1) 委員長たる委員 月額9万7,000円に勤務1日につき <u>2万2,000円</u> を加算した額          (2) その他の委員 月額8万8,500円に勤務1日につき <u>2万円</u> を加算した額</p>
<p>(栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p>	

**第9条** 栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年栃木県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) <b>第2条</b> 委員の報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 会長たる委員 日額 <u>23,400円</u> (2) その他の委員 日額 <u>21,200円</u>	(報酬の額) <b>第2条</b> 委員の報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 会長たる委員 日額 <u>22,000円</u> (2) その他の委員 日額 <u>20,000円</u>

(栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第10条** 栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年栃木県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) <b>第2条</b> 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 会長たる委員 月額 <u>5万4,700円</u> に勤務1日につき <u>2万3,400円</u> を加算した額 (2) その他の委員 月額 <u>4万4,100円</u> に勤務1日につき <u>2万1,200円</u> を加算した額	(報酬の額) <b>第2条</b> 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 会長たる委員 月額 <u>5万1,500円</u> に勤務1日につき <u>2万2,000円</u> を加算した額 (2) その他の委員 月額 <u>4万1,500円</u> に勤務1日につき <u>2万円</u> を加算した額

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

**第11条** 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和28年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) <b>第2条</b> 教育長の給料月額は、 <u>89万円</u> とする。	(給料) <b>第2条</b> 教育長の給料月額は、 <u>84万円</u> とする。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(人事課)

**栃木県条例第11号**

**とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(設置)</p> <p><b>第1条 略</b></p> <p>2 センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下この条及び次条において「<u>困難女性支援法</u>」という。）第9条第1項に規定する女性相談支援センター、困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。）</u>第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター及び<u>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）</u>第18条第2項に規定する<u>男女共同参画センター</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>(業務)</p> <p><b>第1条の2 略</b></p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>男女共同参画社会基本法第18条第2項に規定する男女共同参画センターの業務</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条 略</b></p> <p>2 センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下この条及び次条において「<u>困難女性支援法</u>」という。）第9条第1項に規定する女性相談支援センター、困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設及び<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。）</u>第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターとする。</p> <p>3 略</p> <p>(業務)</p> <p><b>第1条の2 略</b></p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(6) 略</p>
<p align="center"><b>附 則</b></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p align="right">(人権男女共同参画課)</p>	
<p><b>栃木県条例第12号</b></p> <p align="center"><b>栃木県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例</b></p> <p>栃木県医師修学資金等貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(貸与の対象)</p> <p><b>第3条</b> 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において知事が定める診療科____の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(返還等の猶予)</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p><b>第3条</b> 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科、産科又は救急科の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(返還等の猶予)</p>

**第10条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。

(1)・(2) 略

(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同条第1項に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場合、臨床研修を修了した日の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間

(4)～(6) 略

**第10条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。

(1)・(2) 略

(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同条第1項に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場合、臨床研修を修了した日の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間（当該借受者が育児、介護その他の理由で知事が定めるものにより修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる期間がある場合には、当該期間を加えた期間）

(4)～(6) 略

**附 則**

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金等貸与条例（以下「旧条例」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金等の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。ただし、旧条例第10条第3号中「の期間」とあるのは、「の期間（当該借受者が育児、介護その他の理由で知事が定めるものにより修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる期間がある場合には、当該期間を加えた期間）」とする。  
（医療政策課）

**栃木県条例第13号**

**栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険給付費交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年栃木県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
目次		
第1章～第3章 略		
第4章 国民健康保険事業費納付金（第6条— <u>第24条</u> ）		第1章～第3章 略
第5章 雑則（ <u>第25条</u> ）		第4章 国民健康保険事業費納付金（第6条— <u>第20条</u> ）
附則		第5章 雑則（ <u>第21条</u> ） 附則
第20条 略		第20条 略

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準）

<p><b>第21条</b> 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</p> <p><b>第22条</b> 算定政令第11条の2第4項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金被保険者数等割合)</p> <p><b>第23条</b> 算定政令第11条の2第5項の条例で定める数は、各市町村に係る同項第2号に掲げる数とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数の範囲)</p> <p><b>第24条</b> 算定政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満の範囲とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 略</p> <p style="text-align: center;">第21条 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(国保医療課)

**栃木県条例第14号**

**栃木県建築基準条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例**

(栃木県建築基準条例の一部改正)

**第 1 条** 栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p><b>第44条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第3条第2項の規定により第30条(外壁(延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における外壁以外の部分に係る大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、同条の規定は、適用しない。</p>		<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p><b>第44条</b> 略</p> <p>2・3 略</p>

5. 法第3条第2項の規定により第30条(軒裏(延焼のおそれのある部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における屋根及び外壁以外の部分に係る大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、同条の規定は、適用しない。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
事務	金額	事務	金額
別表第1(第2条、第3条、第5条関係)		別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	
1～455の3の5 略		1～455の3の5 略	
455の3の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定に基づく認定の申請に対する審査	略	455の3の6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく認定の申請に対する審査	略
455の3の7 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく認定の申請に対する審査	略	455の3の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査	略
455の4～517 略		455の4～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築指導課)

栃木県条例第15号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年栃木県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 夜間学級担当手当		(特殊勤務手当の区分) 第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略	

<p>第15条 略</p>	<p>第15条 略</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>第17条 略</p>	<p>第17条 略</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	
<p><b>栃木県条例第16号</b></p> <p><b>非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(報酬の額)</p> <p><b>第2条</b> 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額4万円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(報酬の額)</p> <p><b>第2条</b> 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額4万2,500円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 略</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	
<p><b>栃木県条例第17号</b></p> <p><b>栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</b></p>	
<p><b>第1条</b> 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>別表 (第2条関係)</p> <p>1 略</p>	<p>別表 (第2条関係)</p> <p>1 略</p>

(教育委員会事務局教育政策課)

2 高等学校		名 称	位 置
略			
	栃木県立鹿沼商工高等学校		略
略			
3 略			

2 高等学校		名 称	位 置
略			
	栃木県立鹿沼商工高等学校		略
	栃木県立鹿沼華陵高等学校		鹿沼市
略			
3 中等教育学校			
	栃木県立宇都宮東中等教育学校		宇都宮市
4 略			

**第2条** 栃木立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表 (第2条関係)</b>			
1 中学校			
名 称	位 置	名 称	位 置
栃木県立とちぎ学びの夢学園	略	栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	宇都宮市
略		栃木県立とちぎ学びの夢学園	略
2 高等学校			
名 称	位 置	名 称	位 置
栃木県立宇都宮高等学校	略	栃木県立宇都宮高等学校	略
略		栃木県立宇都宮東高等学校	宇都宮市
		略	
栃木県立鹿沼東高等学校	略	栃木県立鹿沼東高等学校	略
		栃木県立鹿沼南高等学校	鹿沼市
		栃木県立鹿沼商工高等学校	鹿沼市
略		略	
栃木県立今市高等学校	略	栃木県立今市高等学校	略

<p>栃木県立今市工業高等学校                  日光市                  栃木県立日光明峰高等学校                  日光市                  略</p>	<p>略</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p><b>附 則</b>                  (施行期日)                  1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。                  (1) 第1条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立鹿沼商工高等学校の項の次に栃木県立鹿沼華陵高等学校の項を加える改正規定 令和9年1月1日                  (2) 第2条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立鹿沼南高等学校の項及び栃木県立鹿沼商工高等学校の項を削る改正規定 令和9年4月1日                  (3) 第2条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の1中学校の部栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校の項並びに同表の2高等学校の部栃木県立今市工業高等学校の項及び栃木県立日光明峰高等学校の項を削る改正規定並びに次項の規定 令和11年4月1日                  (4) 第2条中栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の2高等学校の部栃木県立宇都宮東高等学校の項を削る改正規定及び附則第3項の規定 令和14年4月1日                  (経過措置)                  2 栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校並びに栃木県立今市工業高等学校及び栃木県立日光明峰高等学校は、第2条の規定による改正後の栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、令和11年3月31日に当該中学校又は当該高等学校に在学する者が当該中学校又は当該高等学校に在学する者となる日までの間、存続するものとする。                  3 栃木県立宇都宮東高等学校は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、令和14年3月31日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。                  (栃木県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)                  4 栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和24年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。                  次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p>	<p>第1条 略                  2 略                  3 県立の中等教育学校に入学を志願する者は、2,200円の入学査料を納付しなければならない。</p>
<p>改正前</p>	<p>第1条 略                  2 略</p>
<p>第1条の4 略</p>	<p>第1条の4 略</p>

**第2条** 県立の高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する生徒は、次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

**第2条** 県立の高等学校 次に掲げる額の授業料を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

(栃木県手数料条例の一部改正)

5 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第1</b> (第2条、第5条関係)			
事務	金額	事務	金額
1～508の2 略		1～508の2 略	
509 栃木県立高等学校又は栃木県立中等教育学校(後期課程に限る。)が依頼に基づき実施する証明書等の交付	略	509 栃木県立高等学校 _____が依頼に基づき実施する証明書等の交付	略
510～517 略		510～517 略	
備考 略			

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

6 学校職員の分限に関する条例(昭和31年栃木県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>第2条</b> この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「県立学校」という。)の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。			
(定義)			
<b>第2条</b> この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校、高等学校、及び特別支援学校(以下「県立学校」という。)の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員、雇傭人及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。			
(定義)			
<b>第2条</b> この条例で学校職員とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「県立学校」という。)の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員、雇傭人及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。			
(学校職員の懲戒に関する条例の一部改正)			
7 学校職員の懲戒に関する条例(昭和31年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。			
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
改正後		改正前	
(定義)			

<p><b>第2条</b> この条例で学校職員とは、<u>県立の中学校、高等学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員、雇傭人及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</u></p>	<p><b>第2条</b> この条例で<u>中学校、高等学校、中等教育学校</u>、<u>校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員、雇傭人及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</u></p>
<p>(学校職員定数条例の一部改正) 8 学校職員定数条例（昭和32年栃木県条例第29号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(定義) <b>第2条</b> この条例で「<u>学校職員</u>」とは、<u>県立の中学校、高等学校</u>、<u>育学校及び特別支援学校の法第31条第1項に規定する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）をいう。</u></p>	<p>(定義) <b>第2条</b> この条例で「<u>学校職員</u>」とは、<u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の法第31条第1項に規定する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）をいう。</u></p>
<p>(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正) 9 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県立の中学校、高等学校</u>、<u>中等教育学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。</u></p>
<p>(給料の特別調整額) <b>第8条の2</b> 次の表に掲げる職及び教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める県立学校の事務長の職にある職員には、管理又は監督の地位にある職務の特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の16に相当する額の範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額をそれぞれ給料の特別調整額として支給する。</p>	



論、助教諭、養護助教諭及び講師その他の職員で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものに適用する。

2 略

**別表第2の2** 級別基準職務表（第6条関係）  
ア 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

イ～オ 略

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

10 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年栃木県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的及び効力)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「会計年度任用学校職員」とは、地方公務員法</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「会計年度任用学校職員」とは、地方公務員法</p>

論、助教諭、養護助教諭及び講師 \_\_\_\_\_ に適用する。

2 略

**別表第2の2** 級別基準職務表（第6条関係）  
ア 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

イ～オ 略

(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち次に掲げる者をいう。  
 (1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師、事務職員、技術職員及びその他の職員  
 (2) 略  
 2 略

(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち次に掲げる者をいう。  
 (1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師、事務職員、技術職員及びその他の職員  
 (2) 略  
 2 略

(教育委員会事務局高校教育課)

栃木県条例第18号

栃木県飼料検定条例を廃止する条例

栃木県飼料検定条例(昭和53年栃木県条例第27号)は、廃止する。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
事 務	金 額	事 務	金 額
<b>別表第1(第2条、第5条関係)</b>			
1～377 略		1～377 略	
378及び379 削除		378 栃木県飼料検定条例(昭和53年栃木県条例第27号)に基づく検定の実施	次に掲げる飼料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 配合飼料(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第26条第1項の規定によりその栄養成分量のすべてにつき公定規格が定められた飼料をいう。以下この項において同じ。)で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下この項において「政令」という。)第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの 49,100円 2. 配合飼料で政令第1条第4号

<p>に掲げる動物に使用されるもの  <u>32,100円</u>  <u>3</u> <u>とうもろこしと魚粉とを混合した飼料</u> <u>16,400円</u>  <u>4</u> <u>フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料</u>  <u>38,300円</u>  <u>5</u> <u>魚粉</u> <u>24,200円</u>  <u>6</u> <u>フェザーミール</u> <u>29,600円</u></p> <p>379 削除          380～517 略          備考 略</p>	<p>380～517 略          備考 略</p>	<p>(畜産振興課)</p>
<p><b>栃木県条例第19号</b>  <b>栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例</b>          栃木県議会の会期に関する条例（平成25年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>		
<p>改正後</p>		<p>改正前</p>
<p><b>別表（第2条関係）</b>  <u>令和8年6月2日</u>  <u>令和8年6月4日</u>  <u>令和8年6月8日</u>  <u>令和8年6月9日</u>  <u>令和8年6月22日</u>  <u>令和8年9月17日</u>  <u>令和8年9月24日</u>  <u>令和8年9月28日</u>  <u>令和8年9月29日</u>  <u>令和8年10月13日</u>  <u>令和8年11月30日</u>  <u>令和8年12月2日</u>  <u>令和8年12月4日</u>  <u>令和8年12月7日</u>  <u>令和8年12月17日</u></p>		<p><b>別表（第2条関係）</b>  <u>令和7年5月28日</u>  <u>令和7年5月30日</u>  <u>令和7年6月3日</u>  <u>令和7年6月4日</u>  <u>令和7年6月16日</u>  <u>令和7年9月18日</u>  <u>令和7年9月22日</u>  <u>令和7年9月25日</u>  <u>令和7年9月26日</u>  <u>令和7年10月9日</u>  <u>令和7年11月26日</u>  <u>令和7年11月28日</u>  <u>令和7年12月2日</u>  <u>令和7年12月3日</u>  <u>令和7年12月12日</u></p>

令和9年2月16日  
令和9年2月19日  
令和9年2月24日  
令和9年2月25日  
令和9年3月12日

令和8年2月16日  
令和8年2月18日  
令和8年2月19日  
令和8年2月24日  
令和8年2月25日  
令和8年3月6日  
令和8年3月19日

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(議会議務局)